

第28回和光市個人情報保護審議会会議録

開催日	平成25年9月19日（木） 13：30～14：45
開催場所	和光市役所3階 庁議室
出席者	石井彰委員、渡部治委員、竹村幸子委員、渡井悦子委員（以上4名出席） （事務局）山崎総務部長、鈴木情報推進課長、末永課長補佐、濱口主事
欠席者	佐藤麻由子委員、木暮晃治委員
議題	1 市の施設等における防犯カメラ及び通話録音装置の設置に係る個人情報の収集について 2 その他
資料	諮問書 「市の施設等における防犯カメラ及び通話録音装置の設置に係る個人情報の収集について」 ＜参考資料＞ ・ 諮問内容の補足説明資料 ・ 和光市防犯カメラ及び通話録音装置並びに映像等の取扱いに関する要綱（案）

1 開会

13時30分開会。

2 部長あいさつ

本日は、個人情報保護審議会にお集まりいただきありがとうございます。今日の議題である市の施設等における防犯カメラ及び通話録音装置の設置に係る個人情報の収集について、審議会委員の皆様のご意見等を拝聴しまして、今後の要綱等の作成に向けて進めていきたいと思っておりますので、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

3 議題

- (1) 市の施設等における防犯カメラ及び通話録音装置の設置に係る個人情報の収集について

＊事務局からの説明（鈴木課長）

諮問書「市の施設等における防犯カメラ及び通話録音装置の設置に係る個人情報の収集について」が市長から会長に提出されたこと、また諮問書及び要綱案に関する概要を説明。諮問事項は以下の2点。

- (1) 市の施設等に設置する防犯カメラ及び通話録音装置により撮影された映像及び録音された音声における個人情報の収集について
- (2) (1)について承認いただける場合、和光市個人情報保護条例第6条第3項の規定により、個人情報を収集した事実及びその内容を本人に対して通知することを省略することについて

＜諮問理由＞

和光市個人情報保護条例第6条第2項では、実施機関が個人情報を収集する場合は、本人から収集しなければならないと定めている。本人以外から収集する場合は、第6条第2項第1号から第9号のいずれかに該当しなければならない。

本日の諮問事項は、第6条第2項第1号から第8号のいずれにも該当しないため、第9号により本審議会に諮問する。

＜審議事項＞

諮問事項(1)については、個人情報保護条例第6条第2項第9号により、審議会へ諮問し、その意見を聴いた上で、なお本人以外の者から収集する必要があると認められた場合、本人以外の者から収集することが認められている。この条件に基づき、本人以外の者から個人情報を収集してよいか判断するため、ご審議いただきたい。

諮問事項(2)については、個人情報を本人以外の者から収集したときは、その事実及び内容を書面により本人に通知するものとしているが、審議会の意見を聴いた上で本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められる場合は、本人への通知を省略することが可能となっていることから、本人への通知を省略することが可能かどうかご審議いただきたい。

＜設置及び運用について＞

防犯カメラ及び通話録音装置の設置の目的については、本年7月に兵庫県宝塚市役所で発生した納税相談に訪れた男による火炎瓶での

放火事件、また4月に加古川市で発生した生活保護の受給相談に来た男に職員が刺されて重傷を負った事件等が相次いで発生しているため、当市においても同様の行政事務を行っており、市役所や職員に同様の危害が及ぶことが懸念されている。

このような事例を受けて、市の施設等における安全の確保、業務の公正且つ適正な執行を図るため、犯罪の予防及び犯罪発生後の事件の早期解明等の目的から、住民票等の交付窓口である庁舎1階戸籍住民課、生活保護に関する窓口である社会福祉課、税の滞納に関する窓口である2階収納課に防犯カメラを設置する。なお、収納課には、通話録音装置を併せて設置する。

設置にあたっては、撮影された映像及び録音された音声の適正な運用管理を図るため、「和光市防犯カメラ及び通話録音装置並びに映像等の取扱いに関する要綱」を定める。

* 質疑応答等

(石井会長) はじめに、防犯カメラ及び通話録音装置とはどのようなものか、概略について説明してください。

(鈴木課長) 導入予定機器のパンフレットを回覧いたします。

防犯カメラは、収納課に2台、社会福祉課に2台、戸籍住民課に1台設置する予定です。通話録音装置は、収納課の滞納整理や徴収担当に8台設置する予定です。

(石井会長) それでは、諮問事項(1)について、皆様のご意見、ご質問をお受けしたいと思います。

(竹村委員) 最近、窓口等での事件が起きているが、和光市での窓口相談体制は、オープンなカウンターで行われているのか、相談室のような個室で行われているのかをお伺いしたいと思います。

(石井会長) また、今回設置予定である3課との連携、設置場所等の運用の問題について、要綱案に基づいて説明をお願いしたい。

(鈴木課長) 窓口の対応方法は、基本的に窓口で対面して対応していることが多いようです。状況によっては、個室も用意しているので、そちらで話す場合もあります。

運用の問題については、今後、要綱案に基づいて運用していきたいと考えております。個人情報保護の観点から情報推進課で一括して要綱案を作成しておりますが、設置予定の戸

籍住民課、収納課、社会福祉課には実際の業務の立場における意見をいただきながら作成しています。制定後は、この要綱に基づいた個人情報の取扱いをしていただくように進めていきたいと考えています。

(総務部長) 窓口については、高齢者や障害者の方々に配慮して高い窓口カウンターから目線に合わせやすい低い窓口カウンターに変わってきました。また、対応する机の上にホチキスやハサミ等の余計な事務用品を置かないように工夫し、市民の皆様ができる限り話しやすい環境を作っています。

(竹村委員) 今回の設置対象課は、ご説明のあった3課になっているが、相談業務を行う課所にも必要ではないか。

特に個室での対応は何かあった時に危険なため、設置対象に入れた方がいいのではないか。

(総務部長) 設置に関しては、今後、各所管が必要に応じて予算化して設置していくことになります。この要綱については、どこの課でも対応できるように作成されているため、今いただいた意見を参考に今後、市の施策としてどこの課に設置していくのか検討します。設置については、犯罪等を未然に防ぐ抑止力のために行っていくものです。

(竹村委員) この要綱は、3課に限定したものではなく、市全体を考えて作成されていると理解してよろしいですか。

(総務部長) そのとおりです。

今回、3課に新たに導入予定であることから、ルールを統一するため、どこでも使えるような要綱を作成しています。

(石井会長) 諮問書の対象者の範囲(1)から(4)のような事案が懸念された時に抑止力が効果を表してくるという理解でよろしいでしょうか。

(鈴木課長) おっしゃるとおりです。

通話録音装置に関しては、(1)から(4)の事象に限って個人情報の収集を行い活用させていただくので、そこが抑止力の一つの方法になると思います。

(渡井委員) 通話録音装置については、脅迫等の場合のみ録音するのですか。それとも全ての電話を録音するのですか。

(鈴木課長) 通話録音装置は、要綱案第6条1号から4号に該当した場合に限り、手動で録音に切り替えます。

(石井会長) 保管期間が90日となっているが、犯罪等が起きたのが90日以前だった場合はどうするのですか。

(鈴木課長) 導入する機器、すでに設置してある機器の性能を勘案しますと90日が限度ではないかと考えております。また、情報の内容によっては、早急に対応する場合の方が多いと思いますし、他市の状況を鑑みても90日は決して短くないと判断して作成しています。

(竹村委員) 個人情報保護条例の中には、今まで防犯カメラや通話録音装置の設置に関する定めはあるのですか。

(鈴木課長) 現状では、すでに設置している所があるところとご説明しましたが、要綱等は設けていない状況でした。

(竹村委員) 例えば、図書館に防犯カメラが設置している場合、何か事件が起こった時に必要に応じて個人情報を収集して映像を見えるということはあるのですか。

(鈴木課長) こちらの要綱につきましては、法令で定めがあった場合、第三者に提供することを定めています。その部分については、個人情報保護条例の目的外利用、外部提供に関する条文の所と一致しており、それが前提の提供になると思います。抑止力、犯罪の防止をメインに考えていますので、捜査機関等を第三者とみなして提供する可能性があります。

また、可能性は低いかもしれませんが、自分の個人情報として請求したいという場合も考えられます。その場合は、個人情報の開示請求として対応することになると思います。

(竹村委員) なぜ、今になってこの要綱を作成する必要があるのか、なくてはならないものなのか、疑問に感じました。これを開示して使うというのは、どういう場合を想定しているのですか。

(鈴木課長) 刑事訴訟法等の法令に基づいて照会があったもの等、要綱の趣旨である発生後の事件の解明を目的として使用することが想定されます。また、条例上、外部提供が可能かどうか、条例の趣旨に照らし合わせながら、対応していきたいと思います。

(総務部長) 今回設置することを契機に、市全体で使える範囲を定め、防犯カメラと通話録音装置について、しっかりとした要綱の中で運用していくために示しているものです。

(石井会長) 防犯カメラ、通話録音装置を使う上で、平時の場合はどの

ように維持管理するのですか。

(鈴木課長) 防犯カメラについては、開庁時間内での撮影を基本とし、閉庁時は作動しない予定です。要綱には稼働時間等は定めていませんので、運用のなかで定めていきたいと考えています。防犯カメラのサーバーは、戸籍住民課の施設できる場所に一括管理して保管し、映像等取り出しの必要がなければ90日間で自動的に上書きして削除されていくことになります。

(竹村委員) 保存してあるデータを90日経過する前にデータを移すことはないのですか。

(鈴木課長) 移すことは考えておりません。

(竹村委員) 例えば、企業のお客様相談室等では、事前に録音することを相手方に伝えてから、通話録音を行います。和光市では通告なしで録音するのですか。

(鈴木課長) 通話録音装置に関しては、原則として録音する前に告知をすると定めています。

(渡井委員) 防犯カメラについては、すでに設置してある所があるということですが、今回の要綱はそういった場所も含めたものと解してよろしいですか。

(鈴木課長) はい。

具体的には、現在9施設に設置されており、その中で録画機能がついているものは5施設になります。監視用として設置しているものもありますが、録画機能がついている施設については、要綱に基づいて対応してもらうよう取り計らっていきます。

(石井会長) 要綱案第4条第4項、第5項の中で、提供する場合や管理状況を市長へ報告することが義務付けられていますが、このようなことを市民に知らせる必要があるのか。もし必要がある場合、どのような方法で知らせるのか、決まっていますか。

(鈴木課長) 防犯カメラについては、来庁された方が分かるように防犯カメラを設置している旨の表示をする予定です。一般的な広報周知については、決めておりませんので、今後の検討課題とさせていただきたいと思います。

(石井会長) それでは続いて、諮問事項(2)に進みたいと思います。

防犯カメラ及び通話録音装置により収集した個人情報を和光市個人情報保護条例第6条第3項の規定により、収集した

事実及びその内容を本人に通知することを省略することについて、説明をお願いします。

(鈴木課長) こちらについては、条例上に基づく手続になり、基本的に個人情報を収集した場合には本人に通知しなければならないとしています。今回の要綱については限定された対応になり、業務上困難な部分も多々ありますので、通知を省略させていただけないか、併せて諮問するものでございます。

(石井会長) 諮問事項(2)について、ご意見等はございませんか。

(渡井委員) 通話については、全部を録音するわけではなく、限定して行うということですので、通知を省略しても良いと思います。

(竹村委員) 要綱等を作成することは良いことだが、あまりにも細かく規定しすぎると活用に対する意識にも縛りが増えてくることになると思います。行政での個人情報を守るという考え方と利益を求める企業での考え方は違うと思いますので、その区別を市民により周知徹底していただきたい。

(石井会長) 全体の市政運営にあたって、総務部長のお考えを聴かせてください。

(総務部長) 個人情報保護法や当市の条例施行後、過剰反応における問題は良い面も悪い面もあると思います。今般、市長の政策公約の中には、名簿条例の制定を掲げており、この条例を策定することにより、個人情報の活用における有益性、有効性にもつながると思いますので、今後検討していきたいと考えています。

(石井会長) それでは、諮問の答申についてまとめたいと思います。まず、答申案の骨子について提案したいと思います。

諮問事項(1)市の施設等に設置する防犯カメラ及び通話録音装置により撮影された映像及び録音された音声を一定期間保管することについては、市民生活の安全、安心な暮らしの確保、行政の合理的な執行、犯罪の予防、発生後の早期解明等に効果が期待できることから、個人情報の収集については、審議会として妥当であると判断した。

諮問事項(2)については、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるので、本人に対して通知することを省略することについて、審議会として妥当であると判断した。

これが答申案の骨子ですが、行政において不測な事態も考えられますので、審議会としての意見を付けたいと考えます。その案としましては、個人情報保護関連の法令、条例、要綱等に基づいて、適正な運用管理に努めることを求めます。

このような答申案でいかがでしょうか。

(渡井委員) 私はよろしいと思います。

(竹村委員) 市民が安全、安心な暮らしを確保できるということを入れていただき、そのための個人情報の適正な運用に努めていただきたいと思います。

(石井会長) 確認させていただきますと、犯罪の予防、発生後の早期説明だけが目的ではなく、市民が安全安心できる生活の維持という文言を答申の骨子に入れるということによろしいですか。

(竹村委員) はい。お願いします。

(渡部委員) 撮影された映像及び録音された音声は個人情報に関わる重大な要素であります。現在の社会において、すでに相当程度、社会の認知度が進んでいること、また、安定した市民生活や市政の確保のために必要と考えられ、加えて、当該の個人情報に関わる不当な侵害のないよう配慮が確保されていると判断されるので妥当であると判断します。

また、収集された個人情報に関わって、その事実及び内容を本人に対して通知することを省略することについても、本人の権利利益を不当に侵害するおそれのないよう手立てがつくされていると判断されるので、このことについても妥当と判断します。

なお、今後とも個人情報保護に関する法令、条例、規則その他、新たに制定する要綱などに基づき、和光市個人情報保護行政が揺らぐことのないよう、一層の緊張感と規律意識をもって当該の業務を推進されることを希望します。

(石井会長) それでは、改めて整理させていただきますが、本日、審議会にて諮問事項を審議しました結果、審議会としましては、諮問事項(1)及び(2)については妥当であると判断しました、ということにさせていただきたいと思います。また、付帯意見として、市民の安全安心な生活を確保すること、市政の合理的な運営について入れさせていただきたいと思います。

以上でまとめさせていただきます。

4 連絡事項等

（石井会長）事務局から今後の予定は何かありますか。

（鈴木課長）今後につきましては、審議会に対する諮問等があれば、ご審議いただきますが、現時点での予定はございません。

（石井会長）それでは本日の審議会は閉会させていただきます。長時間にわたりありがとうございました。

14 時 45 分閉会
以上